

竹富町観光案内人条例施行規則改正（案）に関するパブリックコメント結果への対応について

1 実施結果の概要

意見募集期間：令和5年9月4日（月）から令和5年9月18日（金）まで

提出意見総数：47件

とりまとめ、整理した意見のうち、観光案内人条例施行規則改正（案）に係るもの：34件

2 とりまとめた意見及び対応方針（案）

資料2のとおり

3 第3回審議会でお示した条例（案）に対するパブリックコメント結果を踏まえた修正点

（1） 第4条（観光案内人免許に係る審査基準）関係

第1項第1号の規定を、「自然観光事業実施中の事故の発生に備え、必要な補償内容を備えた賠償責任保険に加入していること」に修正し、傷害保険の加入を審査基準から削除。

→ 国内旅行傷害保険との保障の重複や、本来は旅行者本人が加入すべき性質の保険であること等の懸念点から、否定的なご意見があったことを踏まえたもの。

（2） 第7条（観光案内人免許の標準処理期間）及び第19条（登録引率ガイド選任認可の標準処理期間）関係

第2項として、条例第12条第3項又は条例第24条第3項の規定による変更の申請に係る標準処理期間を、14日として追加で規定。

→ 事業者に対する審査と個々の観光ガイドに関する審査に要する期間が同期間であるのは不合理であり、後者は短縮すべきとの趣旨のご意見を踏まえたもの。

（3） 第16条（登録引率ガイドの選任認可に係る審査基準）関係

第2項第1号の規定について、「過去3年以上」という明確な年数規定を削除し、「自然観光事業を営もうとする特定自然観光資源の所在する区域において、十分な自然観光事業従事実績を有すること。」に修正。

→ヒナイ川・西田川と古見岳・浦内川源流域・テドウ山では利用の状況が大きく異なるため、一律の従事実績を求めることは不合理との趣旨のご意見を踏まえたもの。

（4） 附則第3項（施行規則の見直し）関係

附則第3項として、「この施行規則は、その運用の状況等を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて、この施行規則の施行後3年を目途に必要な見直しを行うものとする。」との規定を追加。

→事業者は一度決めた施行規則は変更できないのではという点に不安を感じているため、必要に応じ見直しを検討してほしいとの趣旨のご意見を踏まえたもの。